

# 入札説明書

「鹿児島大学病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務」

令和 3年 1月

国立大学法人 鹿児島大学

## 入札説明書

本説明書は、入札事務手続き作業を円滑に行うことができるようになります。下記事項を参考に、入札に必要な提出書類等に遗漏のないようお願いします。

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）の一般競争入札公告（令和3年1月29日付け）に基づく入札等については、本学会計規程、同契約事務取扱規則、同物品供給等契約要項及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 件名

鹿児島大学病院 内視鏡洗浄・搬送等請負業務

2. 履行期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

3. 請負場所

鹿児島大学病院中央洗浄室、外来、病棟、手術部等

4. 入札方法

入札は総価で行うので、入札金額は総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、競争加入者等は消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

5. 落札者の決定方法

本公告に示した役務等を履行できると契約担当役理事が判断した入札者であって、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和2年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者、又は国立大学法人鹿児島大学の競争参加資格において令和2年度に「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役理事から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 賠償責任保険に加入しているものであること。
- (5) 過去3年間において、400床以上の病院で本請負業務または同様の業務内容の請負業務を、継続して1年以上業務を行った実績があること。

7. 入札説明会の場所及び日時

令和3年2月5日（金）14時00分  
鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号 鹿児島大学病院管理棟4階第一会議室

8. 入札書等関係書類等提出期限及び提出場所

令和3年2月8日（月）17時00分（必着）

鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

鹿児島大学病院経理調達課調達係（担当：須田）

※入札参加予定者は、必ず上記期限までに関係書類を提出すること。

提出がない場合は、入札に参加することはできないものとする。

9. 開札日時及び場所

令和3年3月2日（火）11時00分  
鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

鹿児島大学病院管理棟4階第一会議室

10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

## 11. 契約書の作成

契約の相手方として決定した日から 7 日以内に契約書の取り交わしをするものとする。

## 12. 注意事項

本業務は、患者サービスの一環をなすものであり、また、本院の診療行為に係わる重要な業務であることから、業務開始日に当たっては、内視鏡洗浄業務を確実に履行できなければならない。そのため、業務を十分熟知するため、落札予定者の負担において業務開始日までに完全な教育期間を設けること。

## 13. その他

- (1) 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出を認める。
- (2) 入札書は競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入し、会社印・代表者印を押印したものを封書に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和3年3月2日開札 鹿児島大学病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務の入札書在中」と朱書きのうえ、1部提出のこと。
- (3) 入札には代理人をもって参加することができる。この場合、代表者からの委任状を併せて提出すること。委任状なき入札書は無効とする。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に競争加入者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、代理人の印を押すこと。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
- (6) 入札公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び本学契約事務取扱規則第16条に掲げる入札書は無効とする。

## 14. 提出書類

- (1) 入札書（代理人の場合は、委任状も提出すること）
- (2) 履行証明書
- (3) 参考見積書
- (4) 原価構成比率
- (5) 賠償責任保険の加入の写し
- (6) 本院からの対応に対する緊急時連絡体制の連絡網図
- (7) 総括責任者が記載された従事予定者名簿（落札後、正式な名簿を提出のこと。）
- (8) 従事予定者の健康診断書の写し（令和2年度実施分）
- (9) 従事予定者の「ワクチン接種歴・抗体検査結果および胸部検査結果および胸部エックス線検査結果報告書」「ワクチン接種予定者リスト」
- (10) 令和2年度社内教育実績及び令和3年度教育計画内容
- (11) 個人情報の取扱いに関する社内規定
- (12) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は鹿児島大学の競争参加資格を証する証明書（写し）
- (13) 過去3年間以内に400床以上の病床を有する病院において、本請負業務を1年以上継続して行ったことがわかる書類（契約書の写し等）
- (14) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会による「プライバシーサービスマーク」取得を証明する書類の写し

## 15. 本件に関する照会先

〒890-8520

鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

鹿児島大学病院経理調達課調達係（担当：須田）

TEL：099-275-5057

FAX：099-275-5049

\*提出する書類は代表者印及び会社印等の漏れのないように注意してください。

# 入札書

件名 鹿児島大学病院  
内視鏡洗浄・搬送等請負業務

入札金額 金 円也

国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を請け負うものとし、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鹿児島大学 御中

競争加入者

住所

氏名

印

# 入札書

件名 鹿児島大学病院  
内視鏡洗浄・搬送等請負業務

入札金額 金 円也

国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を請け負うものとし、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鹿児島大学 御中

競争加入者 住所

氏名

代理人 住所

氏名 印

# 入札書

件名 鹿児島大学病院  
内視鏡洗浄・搬送等請負業務

入札金額 金 円也

国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を請け負うものとし、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

鹿児島大学 御中

競争加入者 住所

氏名

復代理人 住所

氏名

印

## 委 任 状（例）

令和 年 月 日

鹿児島大学 御中

委任者（競争加入者）

○○都○○区○○○1-1-1

○○○○ 株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

私は、○○○○を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 3年 3月 2日鹿児島大学において行われる「鹿児島大学病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務」の一般競争入札及び見積りに関する件

受任者（代理人）使用印鑑

印

注：これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があつても差し支えない。

# 委任状（例）

令和 年 月 日

鹿児島大学 御中

委任者（競争加入者）

○○都○○区○○○1-1-1

○○○○ 株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）鹿児島県○○市○○○1-1-1

○○○○ 株式会社

○○支店長 ○○○○

委任事項 1. 入札及び見積りに関する件

2. 契約締結に関する件

3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件

4. 請負契約の履行及び取下げに関する件

5. 契約代金の請求及び受領に関する件

6. 復代理人の選任に関する件

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印鑑

印

注：これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があつても差し支えない。

## 委 任 状（例）

令和 年 月 日

鹿児島大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

鹿児島県〇〇市〇〇〇 1-1-1

〇〇〇〇 株式会社

〇〇支店長 ○○○○ 印

私は、〇〇〇〇を〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 3年 3月 2日鹿児島大学において行われる「鹿児島大学病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務」の一般競争入札及び見積りに関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑

印

- この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要である。
- これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

## 履 行 証 明 書 (例)

1. 業 務 名 鹿児島大病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務

2. 業 務 期 間 自 令和 3年 4月 1日  
至 令和 5年 3月 31日

3. 業 者 名 ○○○株式会社

上記、「鹿児島大学病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務」について、仕様内容の各事項を  
熟知し、完全に履行することを証明いたします。

令和 年 月 日

鹿児島市○○町1-1

○○○株式会社

代表取締役 ○○○○

印

# (参考)見積書

No.

令和 年 月 日

鹿児島大学 殿

見積人住所

鹿児島大学契約事務取扱規則等を熟知し下記のとおり見積します。

氏名

金円也

内訳

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
鹿児島大学病院						
内視鏡洗浄・搬送等請負業務		24	月			消費税抜き
計						消費税抜き

鹿児島大学 殿

鹿児島大学病院  
内視鏡洗浄・搬送等請負業務の原価構成比率

	比率(%)
人件費(福利厚生費等含む)	
直接物品費	
一般管理費(営業利益等含む)	

住所

氏名

## ワクチン接種予定者リスト

鹿児島大学病院 殿

貴院で従事する名のワクチン接種予定者リストについて上記のとおり確認し報告いたします。

令和 年 月 日

社名 ○ ○ ○ ○

責任者名 ○ ○ ○ ○

印

## ワクチン接種歴・抗体価検査結果および胸部エックス線検査結果報告書

## 鹿児島大学病院の理念及び基本方針

### 【理念】

心豊かな医療人による安心・安全・高度な医療を目指します。

### 【基本方針】

1. 患者さんの権利を尊重した納得のいく治療の実践
2. 高度・先進的医療の充実による地域中核的医療機関としての貢献
3. 人間性豊かな使命感にあふれる医療人の育成
4. 医療を通じた国際貢献の推進
5. 安全で効率の高い病院運営体制の確立

鹿児島大学内視鏡洗浄・搬送等請負業務

仕様書

令和 3年 1月

# 仕 様 書

契約件名 鹿児島大学病院内視鏡洗浄・搬送等請負業務

契約期間 令和 3年 4月 1日～令和 5年 3月 31日

鹿児島大学病院における業務を次のとおり行うものとする。

## I. 業務請負場所

鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

鹿児島大学病院中央洗浄室、外来、病棟、手術部等

## II. 業務時間及び数量

(1) 平日とし、人員の配置については本仕様内容を参考にして、業務量の調整等を含め効率的な人員配置に留意すること。

※4日以上休日が続く場合はその中日に出勤するものとする。

・令和3年度：5月3日、7月23日及び12月31日

・令和4年度：12月31日

(2) 時 間 8時30分～19時（受付時間は原則17時半まで）

(3) 数量等 内視鏡洗浄数 約765本／月

## III. 業務内容

院内にある内視鏡の洗浄及びそれに関連する業務

### A. 中央洗浄室内視鏡洗浄業務

(1)内視鏡室におけるベッドサイド洗浄及び洗浄室への運搬。

(2)内視鏡の種類にあった一次用手洗浄を行う。

(3)内視鏡洗浄機に設置し洗浄を開始する。

(4)洗浄終了後、内視鏡を洗浄機から取り出し、拭き上げる。

(5)付属部品の取付確認を行い、定められた収納場所へ収納する。

### B. 外来、病棟等内視鏡搬送・洗浄業務

(1)各科外来、病棟から使用済み内視鏡の洗浄依頼や搬送依頼があった場合は、中央洗浄室まで内視鏡の搬送を行う。

(2)各部署での洗浄となっている内視鏡について、診療科等からの連絡により各部署（手術部の一部、R I 室等）に赴き洗浄保管を行う。

(3)洗浄方法はIII. A. (1)～(5)のとおり。

(4)その他

(ア)中央洗浄室における事務

(イ)内視鏡光源装置・機器の透視室、I C U、手術室への運搬。

※A. (1)およびB. (4)(イ)については時間的余裕がある場合に行うものとする。

#### IV. 業務上の責務

##### (1)教育及び訓練

- (ア)請負者は、業務を実施するにあたっては、従事者に対して内視鏡洗浄の質的向上のため業務実施に必要な教育、訓練を行い発注者に報告書を提出し、当施設の管理・運営に支障を来さないように万全を期さなければならない。
- (イ)請負者は従事者へ関連研修・教育を継続的に実施し、業務環境を良好な状態に保つなど、医療の質向上に貢献できる体制を整え、日常業務に支障をきたさないようにする。
- (ウ)請負者は、業務内容に基づいた作業書、マニュアルを作成し、業務内容変更時には適時改訂を行うこと。

##### (2)身分の明確化

請負者は、従事者に対して請負業務を遂行するのに適した服装及び名札を着用させなければならぬ。これにかかる費用は請負者の負担とする。

##### (3)総括責任者の配置

請負者は、請負業務を円滑に遂行するため、従事者の中から次の業務を行う総括責任者を選任して当院に届け出なければならない。

- (ア)発注者との連絡及び調整
- (イ)従事者に対する内視鏡洗浄についての指導及び教育
- (ウ)従事者に対する(イ)以外の業務全般についての指導及び教育
- (エ)従事者に対する作業指示及び監督
- (オ)従事者の人事及び労務管理全般
- (カ)指定する業務報告（日報等）による所定の記録及び報告

##### (4)従事者の確保

- (ア)請負者は、業務に支障を生じないよう配慮するものとする。特に、従事者に欠員が生じた場合は、速やかに次の従事者を補充できるようにする等の人員確保に努めること。
- (イ)請負者は、従事者を選定するにあたり、長期間業務に携わることができるかを従事予定者に対して意志の確認を行うこととする。
- (ウ)請負者は、請負先の帰すべき事由以外に従事者が頻繁に短期間で交代することのないように配慮するものとする。
- (エ)請負者は過去3年間以内に内視鏡洗浄業務等の契約実績が1年以上あること。
- (オ)請負者は本業務に関し、従事者については、経験或いは一定の訓練を受けた者を配置すること。

##### (5)従事者が遵守すべき事項

- (ア)従事者は、常に手洗い・うがい等感染防止に留意し、院内環境に相応した清潔な服装・整容を心がけ、業務処理に誤りのないように細心の注意を払わなければならない。
- (イ)従事者はその日の業務完了後、別添業務完了確認書に確認印（現場担当者）をもらい、

当該月末に別添業務完了報告書を鹿児島大学病院経理調達課調達係に提出するものとする。

(6)患者等のプライバシーの保護

本学の業務内容で知り得たことについては守秘義務を遵守すること。また個人情報保護のため、プライバシーサービスマークを取得し、個人情報に関する案件については、独立行政法人等個人情報保護法（「国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保管管理に関する規則」および「鹿児島大学病院の保有する個人情報の保管管理に関する規則」）を適用するものとする。

このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(7)関係法令の遵守

請負者は、業務を行うに当たっては、医療法第15条、同施行規則第9条の9、平成5年2月15日付け指14号厚生省健康政策局指導課長通知文書の内容を遵守し、業務を適正に行わなければならない。

(8)業務の報告

発注者は、業務に関して必要あるときは、請負者に資料提出を求めることができる。この場合において、請負者は直ちに対応し報告しなければならない。

(9)安全管理及び健康管理

請負者は安全管理及び健康管理のため、以下のとおり行うものとする。なお、これらに係る経費については、すべて請負者の負担とする。

(ア)請負者は、従事者に対し年1回以上の健康診断を受けさせるものとし、その際、胸部エックス線検査で異常がないことを確認すること。精密検査を要すると判断された場合は請負者の責任で医療機関を受診させ、活動性肺結核を否定すること。

※対象業務・・・病院内で従事する全ての業務

(イ)請負者は、従事者に対し安全確保と院内感染防止の観点から、風疹、水痘、麻疹、流行性耳下腺炎の抗体検査、ワクチン接種を次のように行うものとする。

① 各種ワクチンを2回接種したことが記録で確認出来ない場合、または、過去5年間の抗体検査の結果で表1の基準を満たさない場合には、抗体検査を実施すること。なお、契約期間において前回抗体検査実施後5年を過ぎた場合には、速やかに抗体検査を実施すること。

② 抗体検査は表1に記載した方法のいずれかを用いること。

③ 抗体検査の結果、基準を満たさない場合は請負者の責任で、従事者の同意のもと、医師の指導に従いワクチンを接種すること。なお、麻疹・風疹に関しては、いずれか一方が基準をみたっていても、麻疹・風疹混合ワクチン(MRワクチン)の接種でかまわない。

※対象業務・・・患者と接触する可能性がある業務

表1 抗体検査の方法と就業可能な基準

	検査方法	就業可能な基準
麻疹	EIA-IgG	16以上
	PA	1:256以上
	NT	1:8以上
風疹	HI	32以上
	LA	32以上
	EIA-IgG	8以上
水痘	EIA-IgG	4.0以上
	IAHA	1:4以上
	NT	1:4以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG	陽性

(ウ)請負者は、従事者の安全確保の観点からB型肝炎の抗体検査、ワクチン接種を次のように行うものとする。

- ① HBs抗体検査(CLIA)が10mIU/ml以上であることを確認すること。
- ② HBs抗体検査(CLIA)で10mIU/ml未満の場合は請負者の責任で、従事者の同意のもと、医師の指導に従い3回ワクチンを接種すること。
- ③ 3回のワクチン接種後、1ヶ月以後にHBs抗体検査(CLIA)で10mIU/ml以上を確認すること。結果が10mIU/ml未満の方は、もう1シリーズの接種を行い、接種終了後のHBs抗体検査結果を提出すること。なお、2シリーズ目の1回目又は2回目の接種後にHBs抗体検査10mIU/ml以上が確認できた場合は、それ以後の接種は必要ないので、その結果を提出すること。

※対象業務・・・病院内で従事するすべての業務

(イ)契約締結後、速やかに業務従事予定者の抗体検査実施状況及びワクチン接種状況ならびに胸部エックス線検査結果について、指定の書式「ワクチン接種歴・抗体検査結果および胸部エックス線検査結果報告書」ならびに「ワクチン接種予定者リスト」に記載し、病院経理調達課調達係を通じて感染制御部に提出すること。なお、従事者に変更があった場合はその都度提出すること。

(オ)請負者は、従事者の日々の健康管理を把握することとし、従事者が嘔気、嘔吐、下痢、発熱、結膜充血などの感染症が危惧される症状を呈した場合は、業務につかせず代替の者で業務を行うこととする。インフルエンザについては、流行時期に入る前に請負者の責任で、従事者の同意のもと、医師の指導に従いインフルエンザワクチン接種を実施すること。

従事者が当院での業務時に発熱・咳症状がありインフルエンザ感染症と診断された場合や当院での業務時に感染性胃腸炎に伴う下痢・嘔吐症状が出現した場合、請負者は、病院経理調達課調達係を通じて感染制御部に相談し、その指示に従うこと。また、従事者が結核・風疹、水痘、麻疹、流行性耳下腺炎、流行性角結膜炎の罹患が明らかとなった場合も同様に請負者は、感染制御部にすみやかに連絡すること。

※対象業務・・・患者と接触する可能性がある業務

## V. 休憩室の貸与

発注者は、従事者の休憩室及びロッカー等を無償で貸与するものとする。

## VI. 備品等の貸与

発注者は、委託する業務に関して必要な設備及び備品を貸与するものとする。

## VII. 火災及び盗難の防止

請負者は、休憩室及び業務に必要な備品については、常に清潔にして請負者の責任において火災及び盗難の防止に努めなければならない。

## VIII. 苦情処理及び損害賠償

- (ア) 請負者は、業務に関する苦情の発生に対しては、迅速かつ円滑な処理が行えるよう窓口を設け、その連絡先を発注者に明示しなければならない。
- (イ) 請負者は、苦情の処理について調査、患者への対応、記録、対策及び改善の実施等に関する社内体制を整備しなければならない。
- (ウ) 従事者は、搬送する機器・器具類の取扱には十分配慮し、従事者側の理由による破損等に関しては、請負者が責任をもつものとし、損害賠償が迅速かつ円滑に行えるように賠償責任保険に加入する等、賠償資力の確保に努めなければならない。

## IX. その他

- (ア) 契約期間満了により契約相手方が他の請負者に変更することとなった場合には、契約期間内において、責任をもって変更された請負者へ業務の引継を行うものとする。なお、引き継ぎに係る費用については全て本契約に含むこととする。
- (イ) 業務時間のシフトについては、発注者と請負者の双方で協議する。
- (ウ) この仕様内容に記載されていない事項及び仕様内容についての変更は、発注者と請負者の双方協議の上で行なうこととする。
- (エ) 病院再開発の計画に伴い、仕様内容や契約等に変更が生じる可能性があることを十分に理解することとする。
- (オ) 病院内の医療安全及び感染対策等の重要性を認識し、請負者は発注者が実施する医療安全及び感染対策の研修会等に参加するよう努めること。なお、実施にあたっては発注者と請負者の双方で協議のうえ、実施方法等を決定すること。
- (カ) 緊急時に備えて緊急連絡体制を確立させ、問い合わせに対応できるスタッフの緊急連絡先を提出すること。
- (キ) 従事者が通勤に自家用車の利用を希望する際には、事前に鹿児島大学桜ヶ丘地区交通規則を確認し、所定の入構承認を受けること。また、桜ヶ丘地区構内における走行時には前述交通規則を遵守し、鹿児島大学桜ヶ丘地区交通委員会および駐車場整理員の指示に従うこと。
- (ク) 残留煙暴露による職員の受動喫煙を避けるために、従事者に喫煙者がいる場合、業務中は禁煙するものとする。
- (ケ) 従事者は、当院の要請がある場合は、当院において開催される災害訓練、消防訓練、その他施設管理運営上必要な行事・業務へ積極的に参加するよう努めること。

# 業務完了確認書

【内視鏡洗浄、搬送等請負業務】

年 月分

日	曜日	洗浄本数		総括 責任者 印	確認者 印	日	曜日	洗浄本数		総括 責任者 印	確認者 印
		中央 洗浄室	洗浄室 以 外					中央 洗浄室	洗浄室 以 外		
1						17					
2						18					
3						19					
4						20					
5						21					
6						22					
7						23					
8						24					
9						25					
10						26					
11						27					
12						28					
13						29					
14						30					
15						31					
16								計		合計	

<現場からのコメント>

# 業務完了報告書

年　月　日

鹿児島大学病院 殿

住 所

氏 名

印

年　月分の「内視鏡洗浄、搬送等請負業務」を完了しましたので報告いたします。

業務実施期間

年　月　日 ~

年　月　日

上記業務について完了したことを証明します。

鹿児島大学病院

現場担当者

印

## 請負契約書（案）

請負業務の表示 鹿児島大学病院 内視鏡洗浄・搬送等請負業務

請負代金額	総額	円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）
	月額	円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）

発注者 国立大学法人鹿児島大学契約担当役理事 山木 宏明（以下「甲」という。）と、請負者  
(以下「乙」という。)との間において、上記の請負業務について上記代金額で次の条項により業務委託契約を締結するものとする。

第1条 本契約は、国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則第2条に定める個人情報のうち診療関係保有個人情報を取り扱う請負契約とする。

第2条 請負代金額は、総額 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）、月額 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき請負代金額に税率を乗じて得た額である。

第3条 乙は別添仕様書に基づいて、誠実に請負業務を実施するものとする。

第4条 契約期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第5条 代金の請求は、当該月分を取り纏めた請求書を翌月の7日までに鹿児島大学病院経理調達課経理係へ送付するものとし、代金は当月の25日までに支払うものとする。

第6条 乙は、当該月の業務終了後完了通知書を鹿児島大学病院経理調達課調達係に提出するものとする。

第7条 乙が故意又は重大な過失により建物及び備品を毀損する等、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。

第8条 委託業務の実施にあたり乙の責に帰すべき事由により、第三者に身体及び財産上の損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。

第9条 甲は、乙の業務従事者の業務上及び通勤途上における事故については、一切の責任を負わないものとする。

第10条 乙は、請負業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託につき甲の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

第11条 乙は、本契約による業務の遂行にあたり知り得た個人情報について、第三者に提供・開示・漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合にはこの限りではない。

2 乙は、本契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させてはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても適用する。

第12条 乙は、個人情報について本契約の目的の範囲内でのみ使用することとし、複製又は改変してはならない。ただし、複製・改変につき事前に甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第13条 乙は、本契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故（以下「漏えい等」という。）を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に務めなければならない。

2 乙は、乙の責による個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい拡散の防止策を執るとともに、速やかに甲に対し文書をもってその漏えい内容及び防止策等につき必要な事項を報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務終了時において、甲より預かった個人情報を全て甲へ返還しなければならない。また、第12条ただし書きにより複製・改変した個人情報については消去・焼却・裁断等により全て処分しなければならない。

第15条 乙は、個人情報に係る乙における責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況について、甲から検査を求められた場合にはそれに応じなければならない。

第16条 乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 乙は、本契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

第17条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し異議の申立て又は損害賠償の請求はできないものとする。

一 乙が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、また履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙がこの契約に違反し、また違反するおそれがあると認められるとき。

三 乙又は乙が派遣した使用人が甲の業務を妨げたとき。

四 乙が監督官庁から事業許可取消、若しくは営業停止等の処分を受けたとき。

五 前条第1項各号の一に該当するとき。

六 個人情報の取扱いについて、乙が第11条から第15条に掲げる事項に違反していると認められるとき。

七 法律又は命令その他特別な事情により、この契約の解除を必要とするとき。

2 前項第一号から第四号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、乙は請負代金額から支払済額と当該日までの履行確認に基づく日割計算額を差し引いた額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第一号から第四号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 第1項第六号に該当したときは、乙に対し契約金額を限度として、又はこれに相当する合理的金額の損害賠償請求をすることができる。

5 第1項により甲が契約を解除したときは、履行状況を確認するための検査を行い、当該検査に合格した場合は、その履行部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

6 乙がこの契約を解除するときは、書面により甲に対し1ヶ月前に申し出を行い甲の承認を得るものとする。

第18条 甲は、乙が第17条第1項または前条第2項による違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、乙から遅延日数につき法定利率の割合で計算した遅延金を徴収するものとする。

第19条 契約保証金は免除する。

第20条 本契約についての必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項並びに国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則によるものとする。

第21条 本契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第23条 特別な事情のため、契約金額を変更する必要が生じたときは、甲・乙双方で協議の上、契約金額を改定することができるものとする。

第24条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙は記名押印の上、双方で各1通を所持するものとする。

令和 3年 月 日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24号  
国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役理事 山木宏明

乙